

3 水利施設整備事業関係

(1) 水利施設整備事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

水利施設整備事業の目的には、大きく分けて次の4種類があります。

- (1) ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の新設、または改良を行い、農業生産の安定的拡大に資する。
- (2) 大規模農業経営体の育成、転作と米作りを適切に組み合わせた生産性の高い水田営農の確立を計るため、水田の排水条件を、畑作可能な水準まで整備する。
- (3) 農業水利施設の補修、更新を図る。
- (4) 担い手農家の水管理労力の軽減や営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分が可能となるよう整備し、農地の集積及び集約を図る。

補助事業の種類

水利施設整備事業には、以下の補助事業があります。

- ：国営かんがい排水事業
- ◇：農山漁村地域整備交付金
- ：水利施設等保全高度化事業
- △：農業水路等長寿命化・防災減災事業(第11章を参照して下さい。)

《上記の記号は次ページと連動》

3 水利施設整備事業関係

事業の負担割合

各事業の実施可能な補助事業は以下のとおり。（前ページの記号参照）

事業名	事業主体	負担割合			備考
		国	県	その他	
(1) ●国営かんがい排水事業	国	70 ～ 50	25 ～ 17	25 ～ 5	施設により異なる
(2) 県営水利施設整備事業					
△○◇水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	県	50	25	25	(3)
○◇水利施設整備事業 (農業用水再編対策型)	〃	50	25	25	(4)
○◇水利施設整備事業 (地域用水機能増進型)	〃	50	25	25	(5)
○◇水利施設整備事業 (流域水質保全機能増進型)	〃	50	25	25	(6)
○◇水利施設整備事業 (排水対策特別型)	〃	50	25	25	(7)
△○◇水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	〃	50	29	21	(8)
○水利施設整備事業 (水利施設集約再編型)	〃	50	25	25	(9)
○水利施設整備事業 (流域治水対策型)	〃	50	32	18	(10)
○水利施設整備事業 (農地集積促進型)	〃	55	27.5	22.5	(11)
○畑地帯総合整備事業 (高収益作物導入型)	〃	50	27.5	22.5	(12)
○畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)	〃	50	29	21	(13)
○畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	〃	50	27.5	22.5	(14) (15)

3 水利施設整備事業関係

(3) 団体営水利施設整備事業					
△◇水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)	市町村、土地改良区等	50 <55>	12 <16>	38 <29>	(16)
○水利施設整備事業 (簡易整備型)	市町村、土地改良区等	50 <55>	27.5 <14>	22.5	(17)
(4) その他の事業					
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (第11章を参照して下さい。)					
広域農業用水適正管理対策事業	〃	従前の国営土地改良事業の負担率			(18)

※1 上記事業は主に県内で実施したことのある事業及び主要な事業を記載しております。

詳細については、各事業実施要綱・要領を参照下さい。

※2 更新型ガイドラインについて

国・県営かんがい排水事業の更新事業の場合、ガイドラインは次のとおりです。

国営かんがい排水事業 国 66.6(66.6) 県 19.4(17.0) 市町村 9.0(6.0)

県営水利施設整備事業 国 50.0(50.0) 県 29.0(25.0) 市町村 14.0(10.0)

※ () は従前のガイドライン%

(2) 国営かんがい排水事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の農業水利施設の整備を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的としています。

事業の内容

(1) 一般型

受益面積要件：3,000ha 以上(畑は 1,000ha 以上)	
1 国営かんがい排水事業	概要：農業用排水施設の新設、廃止または変更を行う。 要件：末端支配面積 500ha 以上
2 国営造成土地改良施設整備事業	概要：国営造成の基幹施設(ダム、頭首工、機場、幹線水路等)を改修する。 要件：総事業費 10 億円以上等
3 国営流域水質保全機能増進事業	概要：農業水利施設の更新に合わせて水質保全機能を増進し資する施設を整備する。 要件：環境保全型農業推進指針等の策定、協議会の設立等、末端支配面積 500ha 以上
4 国営農業用水再編対策事業	概要：水資源の有効活用等のため、農業水利施設を再編・整備する。 要件：末端支配面積 5ha 以上、再編水量 0.5m ³ /s 以上等
5 国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	概要：農業水利施設の更新に合わせて、農業用水の効率的利用を高めるため、節水システムや地域用水機能増進システムを整備する。 要件：地域用水環境整備計画等の策定、協議会の設立等、末端支配面積 5ha 以上

3 水利施設整備事業関係

(2) 特別型

受益面積要件：500ha 以上(畑は 100ha 以上)	
6 高収益作物導入促進事業	概要：高収益作物導入・定着のためのソフト支援と合わせて、基幹水利施設と一体的な末端用排水路を整備する。 要件：高収益作物の作付面積割合が 5%以上増加等、末端支配面積 5ha 以上
7 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	概要：基幹水利施設の整備と合わせて、担い手の水管理の省力化に向け、水路のパイプライン化や水管理の ICT 化を実施する。 要件：担い手への農地集積率 50%等
8 国営流域治水対策事業	概要：農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調整機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設を整備する。 要件：流域治水プロジェクトが策定（改定）された水系等で実施され本事業の対象施設が位置付けられたもの。治水協定の締結等
9 国営施設集約再編事業	概要：国営造成の農業用排水施設について、集約・再編に伴う整備をする。 要件：集約・再建による総費用の低減、末端支配面積 500ha 等
10 低炭素農業水利システム構築事業	概要：省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための農業用排水施設を整備する。 要件：省エネルギー、再生可能エネルギー利用に係る計画策定、総事業費 20,000 千円以上、末端支配面積 100ha 以上
11 国営施設機能保全総合対策事業	概要：突発事故や自然災害で被災した施設の復旧、事故リスクのある施設への対策、施設の長寿命化など、施設機能を総合的に保全する。 要件：(1)突発事故・災害復旧 応急工事計画・災害復旧事業計画を作成したもの等 (2)施設機能保全計画 総事業費 10 億円以上、末端支配面積 500ha 以上等 (3)施設機能保全検討調査 過去に被災した施設、事故リスクが高い施設等が対象

(3) 耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策

上記(1)(2)に規定する事業については、耐震化対策、地域防災対策若しくは豪雨災害対策又はこれら 2 つ以上の対策と一体的に行うことができます。

要件：末端支配面積が 300ha 以上※のもの

3 水利施設整備事業関係

※地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、次のア～ウまでを満たす場合にあっては末端支配面積 100ha 以上のものを対象とすることが出来ます。

- ア 受益地内で流域治水対策が実施されること
- イ 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること
- ウ 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること

負担割合等

事業名	国	県	その他
1 国営かんがい排水事業	70.0 ～ 50.0	25.0 ～ 17.0	25.0 ～ 5.0
2 国営造成土地改良施設整備事業			
3 国営流域水質保全機能増進事業			
4 国営農業用水再編対策事業			
5 国営農業用水再編対策事業			
6 高収益作物導入促進事業			
7 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）			
8 国営洪水調節機能強化事業			
9 国営施設集約再編事業			
10 低炭素農業水利システム構築事業	66.6	19.4	14.0
11 国営施設機能保全総合対策事業			

※施設区分により国、県の負担率が異なります。

(3) 水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）【旧：かんがい排水事業（一般型）】の仕組みを教えてください。

事業の目的

ダム、頭首工、用排水機場及び用排水路等の施設の新設又は改修を行い、農業生産の安定的拡大に資することを目的としています。

事業の内容

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- (2) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（国営付帯）
- (3) 農業用排水施設の系統的自動化、又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設の新設又は変更、又はこれに伴う農業用排水施設の新設又は変更
- (4) 河川に設置されている取水施設において、その取水機能に障害が生じている場合に、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設
- (5) (1)の(水田)と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更

3 水利施設整備事業関係

採択要件

事業種別	採択要件		
	受益面積 (ha)	末端支配面 (ha)	備考
1. かんがい排水事業（一般型） (1)畑を受益地とするもの (2)水管理改良施設を併せ行うもの (3)単独に行う水管理改良施設 (4)畑を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化または系統的多目的利用を行うもの	200以上 100 (畑)100 200 100	100以上 20 - - -	注：(3)取水施設は 5千万円以上
2. かんがい排水事業 (国営附帯)	採択基準は上記一般と同じ		注： 末端支配面積100ha以上の受益面積の合計が200ha以上のもの 畑地を受益地とするものについては末端支配面積20ha以上の受益地の合計

事業主体

県

留意事項

- (1) 既設のかんがい施設の改修等により維持管理面等、不可避免的に受益を受ける場合、又は排水路改修により、不可避免的に受益となる場合は農振内白地及び市街化区域を不可避受益地とします。
- (2) 不可避受益地に対する用水手当は現況の用水のみを確保し、新規の手当は行いません。
- (3) 受益地に農用地以外への用途変更（他目的への転用等）がある場合は、水手当を行わない地区外とします。
- (4) 不可避受益地についても、土地改良法の手続きをとります。
- (5) 排水受益は、湛水及び湿害が直接及び間接的に軽減される地域です。

(4) 水利施設整備事業（農業用水再編対策型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

昭和 47 年度に創設した農業用水合理化対策事業においては、水重要の逼迫した水系における都市用水等他用途利用の需要増加に伴い既存農業用排水施設の更新等による転用水の創出を図ってきたところですが、さらなる農業用水の再編を促進することにより適性な農業用水を確保するとともに都市用水等への転用を円滑に実施するため、ハード事業に加え農業者側に用水転用のインセンティブを付与するソフト事業を併せ行う事業です。

事業の内容

地域用水の確保に留意しつつ水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等に転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行う事業。

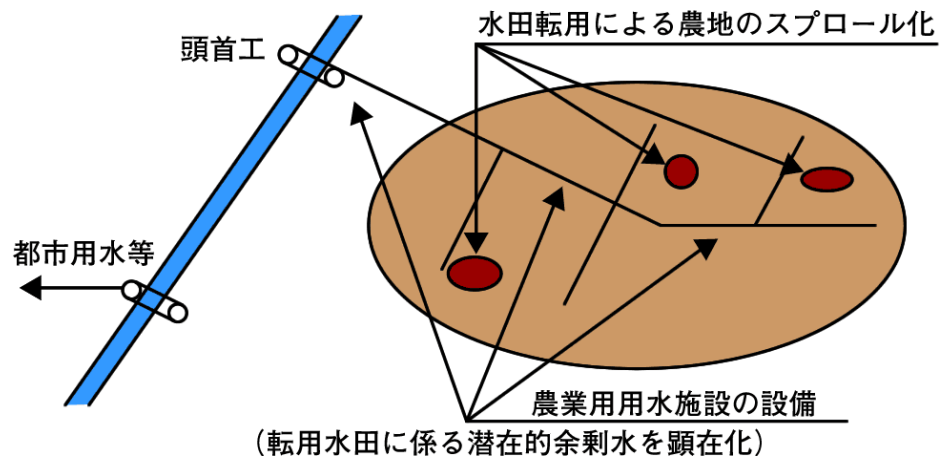
採択要件

- (1) 受益面積 200ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
(但し、管水路にあつては末端支配面積制限はなし)
- (2) 当該地域内に 100ha 以上の農振地域又は予定地域が含まれること
- (3) 再編水量が 0.5m³/s 以上又は再編水量の比率が 10%以上
- (4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。

事業主体

県

【農業用水再編対策事業のイメージ】



(5) 水利施設整備事業（地域用水機能増進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業用排水施設の整備を行うに当たり、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって地域用水機能の増進等に資することを目的とします。

事業の内容

以下の施設の整備を行う

- (1) 景観・生態系の保全機能または親水機能を有する施設
- (2) 流雪用水機能を有する施設
- (3) 防火用水機能を有する施設
- (4) 生活用水機能を有する施設

採択要件

面積要件：200ha 以上かつ末端支配面積 5 ha 以上

地域用水要件：

- (1) 市町村、土地改良区の密接な連携を中心に県、県土連等も加えて構成される地域用水対策協議会を設置すること。
- (2) 地域用水環境整備基本計画との整合性が図られていること。
- (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合が 5 %以上であること。
- (4) 当該地区内の末端支配面積 5ha 以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10%以上であること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

県

(6) 水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資することが目的である。

事業の内容

水質保全機能の増進に資する用排水施設の整備を行う。

採択要件

面積要件：200ha 以上かつ末端支配面積 100ha 以上（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設にあっては末端支配面積が 5ha 以上であるものを含む）

- (1) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
- (2) 環境保全型農業を目指している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
- (3) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条件等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
- (4) 流域水質保全機能増進型の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

県

(7) 水利施設整備事業（排水対策特別型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

麦・大豆・飼料作物等への転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために、水田の畑利用の基礎的要素である排水条件を整備することを目的とします。

事業の内容

(1) 地域水田農業支援排水対策特別事業

ア 転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な、排水機場、排水樋門、及び排水路等の更新又は整備です。

イ 用水路等の更新又は整備、区画整理、客土、暗きょ排水及び特認事業であって、アに附帯して施行することを相当とするもの。

(2) 地域水田農業支援排水対策特別事業（米政策即応型）

畑地化等を図る団地内において(1)アで施行する施設と一体的に実施することが相当な、農業用排水施設の整備。

採択要件

(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50%以上であること。

ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田

イ 常時地下水位が高い水田

ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(2) 受益面積 20ha 以上

事業主体

県

留意事項

- (1) 本事業に附帯し行う用水施設の改修及び新設は地区内末端 5ha までとします。
- (2) 本事業に附帯し行う区画整理、客土及び暗渠排水の区域は、計画路線沿いの必要最小限で、一体不可分な範囲とします。

- (8) 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の仕組みを教えてください。【旧：基幹水利施設ストックマネジメント事業】

事業の目的

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成したダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成し、これに基づく保全対策工事等を一貫して行い施設の機能を効率的に保全します。

事業の内容

- (1) 県営造成施設に関する機能保全計画の作成
(計画作成に必要な機能診断を含む)
- (2) 機能保全計画に基づく対策工事の実施
- (3) 突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

採択要件

- (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- (2) 国営土地改良事業・県営土地改良事業によって造成された農業用排水施設については、機能保全計画等が策定されおり、末端支配面積が 100ha 以上あること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

事業内容の(1)は県、(2)・(3)は県、市町村又は当該施設を管理する者

留意事項

- (1) 対象施設は、国営造成施設及び県営造成施設
- (2) 県営施設は県知事が選定した施設

(9) 水利施設整備事業（水利施設集約再編型）の仕組みを
教えてください。

事業の目的

多くの基幹的農業水利施設は老朽化が進んでおり、効率的な補修・更新を一層推進する必要がある。

このため、本事業では、農業水利施設の補修・更新に要する総費用の低減を要件に、施設の集約・再編による農業水利ストックの適正化を図るものである。

事業の内容

国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用排水施設の集約・再編を行う。

採択要件

- (1) 受益面積が 100ha 以上であること。
- (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。
- (3) 2 以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を 1 以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む）、または、営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。
- (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。なお、総費用とは、事業を実施した場合に要

3 水利施設整備事業関係

する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出する。

総費用＝当該事業に要する事業費

＋当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額

＋耐油年数が収容した一部施設の再整備費

－評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額

事業主体

県

留意事項

(1) 対象施設は、国営造成施設及び県営造成施設

(10) 水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）の仕組みを
教えてください。

事業の目的

洪水調節の運用に必要な水管理システムの整備や堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行うことにより、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組推進を図るものである。

事業の内容

治水協定を締結した地区において、洪水調節の運用に必要な水管理システムの整備やダムの堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行う。

採択要件

- (1) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。
- (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。
- (3) 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。

事業主体

県・市町村・土地改良区等

留意事項

- (1) 河川管理者への情報提供に必要な整備（水位計・データ処理装置等）に限り定額補助（R7 年度まで）

(1 1) 水利施設整備事業（農地集積促進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

多くの分水施設や給水口を有する従来型の農業水利システムは、担い手の規模拡大の制約及び水管理労力の増加の要因となっており、システムの再編等により、担い手農家の生産性向上や、営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分を実現することが不可欠である。

このため、本事業では農地集積が一致のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用排水施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図るシステムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約や生産性の向上を図るものである。

事業の内容

(1) と併せて (2)、(3) を実施することができる。

(1) 農業用排水施設の新設、廃止または変更を行うもの。【農業水利施設整備事業】

(2) 農業水利施設整備附帯事業（用排水施設整備事業や暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業）が実施できる。【農業水利施設整備附帯事業】

(3) 農地集積促進事業として、高度土地利用調整事業や中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業が実施できる。【農地集積促進事業】

採択要件

- (1) 受益面積の合計がおおむね 20ha 以上であること。(中山間地域等は 10ha 以上)
- (2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時と比べ増加することが確実に見込まれる(詳細は各事業実施要綱・要領参照) こと。

※：事業開始時の担い手農地利用集積率により、数値が変更となる。
(50%以上は最低ライン)

事業主体

県《事業内容(3)の一部は市町村等が事業実施主体となることができる》

留意事項

【農地集積促進事業】を活用する場合は、担い手が各市町村で定めている「人・農地プラン」に位置付けられていること《中心経営体の要件》。

※人・農地プランとは

それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」とも言える計画。

(12) 畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

これまでの米中心の営農体系から、水田における畑作物の導入と品質向上・収量増を可能とする徹底した排水対策や、適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による、高収益作物を導入した営農体系への転換が必要である。

当事業では、畑地化・汎用化を行う整備に併せ、高収益作物導入・定着のための支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進する。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備事業

基幹事業として農業用排水施設整備または暗渠排水の実施

基幹事業と併せ行う、農道整備（農作業道の変更のみ）、客土、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全の実施

(2) 農業生産基盤整備附带事業

基幹事業と併せ行う、土壌改良材の投入、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

(3) 農業経営高度化支援事業

基幹事業と併せ行う、高収益作物導入・促進に向けた支援（促進費）

国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）と併せ行う、産地形成促進事業

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 20ha（中山間地域だと 10ha）以上になること。
- (2) 高収益作物導入促進土地改良整備計画の策定。
- (3) 地区作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5%以上増加すること（ただし最低 2ha(中山間地域等にあつては 1ha)は増加すること）。
- (4) 産地形成推進事業を実施する場合、作付面積割合が 10%以上になること。

※国営かん排事業と連携して行う場合

- ・高収益作物の作付面積が事業開始より増加することが見込まれること

事業主体

県

(13) 畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた基盤整備地区において、畑地化・汎用化を行う整備に併せ、高収益作物導入・定着のための支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進する。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備事業

基幹事業として農業用排水施設整備、客土、暗渠排水、区画整理のうち1以上を実施するもの

また、基幹事業と併せ行う、農道整備、除礫、農用地造成、農地保全の実施

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

基幹事業と併せ行う、土壌改良、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

(3) 産地形成推進事業

基幹事業と併せ行う、高収益作物導入・促進に向けた支援（促進費）

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 5ha（団地要件 1ha 以上(中山間地域等は 0.5ha 以上)）以上になること。
- (2) 水田農業高収益化推進計画に位置づけられた地区であること。
- (3) 高収益作物導入促進土地改良整備計画の策定。

3 水利施設整備事業関係

- (4) 地区作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 割以上となること。

受益作付面積割合 = 高収益作物を作付けする水田面積

÷ 受益面積のうち水田面積

- (5) 受益作付面積割合が 10%以上増加すること。
- (6) 高収益作物は基幹作として作付けすること。ただし、ブロックローテーションや 2 年 3 作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること。

事業主体

県、市町村、土地改良事業団体連合会、土地改良区等

(14) 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策））
の仕組みを教えてください。

事業の目的

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業です。

（無利子資金（経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）の対象））

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（客土、暗渠排水、土層改良、除礫、農用地造成、農用地の保全）

(2) 営農環境整備

近代化施設用地等の整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設（附帯する堆肥運搬等の共同利用機械を含む）、農作業準備休憩施設、農業集落道、集落防災安全施設、地域資源利活用基盤及び生態系保全空間整備

(3) 交換分合農用地等の交換分合

(4) 農業経営高度化支援

水田・畑作経営所得安定対策の対象者等、高度な経営体の農地の集積の支援

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 20ha、樹園地[※]では 0.5ha 以上の団地の合計面積が 5ha 以上。
- ※産地構造改革計画の策定が必要、事業完了地点では優良品目・品種の作付面積が全体の経営面積の 20%以上
- (2) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、担い手農地利用集積率の増加[※]が見込まれること。
- (3) 調査・調整事業を実施する場合は次の①又は②の要件を満たすこと
- ①活性化計画の目標年度において、担い手農地利用集積率の増加[※]が見込まれること。又は目標年度において、地区の認定農業者数の全農家数に占める割合が、担い手の育成・確保に係る目標以上（又は認定農業者数が事業開始時に比べ 30%以上）となること。
- ※事業開始時の担い手農地利用集積率により、数値が変更となる。
- (50%以上は最低ライン)
- ②担い手に農地所有適格法人を除く位置づけた場合には、当該法人に係る農地集積率が 30%以上となること。

事業実施主体

県

(15) 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））
の仕組みを教えてください。

事業の目的

畑作農業の持続的発展を図るため、畑作経営の多様性に留意しつつ、生産合理化を図るために必要な生産基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業です。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（客土、暗渠排水、土層改良、除礫、農用地造成、農用地の保全）

(2) 営農環境整備

近代化施設用地等の整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設（附帯する堆肥運搬等の共同利用機械を含む）、農作業準備休憩施設、農業集落道、集落防災安全施設、農地被害防護施設及び地域資源利活用基盤及び生態系保全空間等整備

(3) 交換分合

農用地等の交換分合

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 30ha、樹園地では事業の難易度、事業等を判断し 5ha 以上の団地の合計面積が 10ha 以上あること。
- (2) 単独施設整備
 - ・ 国営及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設を対象とする
 - ・ 総事業費 3 千 5 百万円以上
 - ・ 畑作物の生産を振興すべき地域であること
- (3) 単独土層改良
 - ・ 畑作物の生産を振興すべき地域であること
 - ・ 営農上一定のまとまりを有する地域あって、かつ、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること
 - ・ 作物の生育に障害性を有する不良土層が受益面積の 5 割以上である地域であること等
- (4) 単独営農用水
 - ・ 受益農家が 7 戸以上または酪農経営農家等の有する飼料作物の作付面積の合計が 150ha 以上等
- (5) 単独水管理施設
 - ・ 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設の管理の省力化を図るものであって、受益面積の合計がおおむね 20ha 以上（樹園地の場合は受益面積の合計が 10ha 以上）の地域を対象とする。

事業主体

県

- (16) 水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）の仕組みを教えてください。【旧：地域農業水利施設ストックマネジメント事業】
-

事業の目的

団体営造成施設等により造成した頭首工、用排水機場、農業用排水路等の農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等の調査結果に基づき、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成し、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施します。

事業の内容

- (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成
(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)
- (2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施
- (3) 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事
(以下「事後保全」という。)の実施
- (4) スtockマネジメントに関する技術指導等の実施

採択要件

- (1) 機能保全計画の作成においては、末端支配面積 100ha 以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。
- (2) 対策工事の実施においては、受益面積が 100ha 以上(機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成した場合は、10ha 以上) であること。
- (3) 事後保全の実施において、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
- (4) 対策工事及び事後保全を実施するときは、施設機能の向上を主な目的としないこと。

事業主体

機能保全計画の作成、対策工事および事後保全を実施については、市町村又は土地改良区・施設管理者

技術指導の実施については、土地改良事業団体連合会

留意事項

県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。

ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業の「福島県基幹水利施設ストックマネジメント方針」に位置づけられた施設は本事業の対象外。

(17) 水利施設整備事業（簡易整備型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

簡易な農業水利施設等の整備を実施し、水管理・維持管理の省力化を図ります。

事業の内容

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- (2) 給水栓、ゲート、分水工等の自動化などの管理省力化のための農業用排水施設整備。
農業水利施設整備附帯事業（水管理施設、維持管理施設、安全管理施設）

採択要件

- (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上となること。
- (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上あること。

事業主体

県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

(18) 広域農業用水適正管理対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業の施設に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、国営事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図ることを目的としています。

事業の内容

- (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行うものです。
- (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存していたもの
- (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

事業主体

県

留意事項

「国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設」とは、国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 88 条のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設とします。

(19) 水利施設等保全高度化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にある。このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、生産効率を高める競争力ある「攻めの農業」を実現することが必要である。

このため、水利施設等保全高度化事業により、環境との調和にも配慮しつつ、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、もって、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資するものである。

事業の内容

●ハード事業【水利施設整備事業】

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。また、併せて農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、洪水調整機能の強化に資する整備が実施可能。【水利施設整備事業】
- (2) 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化。
畑地帯における総合的な整備。【畑地帯総合整備事業】

3 水利施設整備事業関係

●ソフト事業

- (1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等。
【水利用調整事業】
- (2) 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等。【水利用高度化推進事業】
- (3) 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等。
【施設計画策定事業】
- (4) 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定。【機能保全計画策定事業】
- (5) 資産評価マニュアル等に基づくデータ等の整備。土地改良施設台帳の作成。【資産評価データ整備】

採択要件

●ハード事業

- (1) 保全高度化整備計画を策定していること。

●ソフト事業

- (1) 水利用調整事業
 - ①農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障をきたすことが懸念される地域
 - ②環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること
 - ③農業用ダムの洪水調整機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系であること。

- (2) 水利用高度化推進事業

要綱に基づき平成30年度以前に国が事業計画を採択のうえ、既に事業に着手している地区であること。

3 水利施設整備事業関係

(3) 施設計画策定事業

当該事業費が 200 万円以上であること

(4) 機能保全計画策定事業

末端支配面積が 10 ヘクタール以上であること

(5) 資産評価データ事業

土地改良区が管理する土地改良施設（国営造成資産を除く）が対象であること。

事業主体

●ハード事業

県《事業内容（2）の一部は市町村等が事業実施主体となることができる》

●ソフト事業

県、市町村、土地改良区等